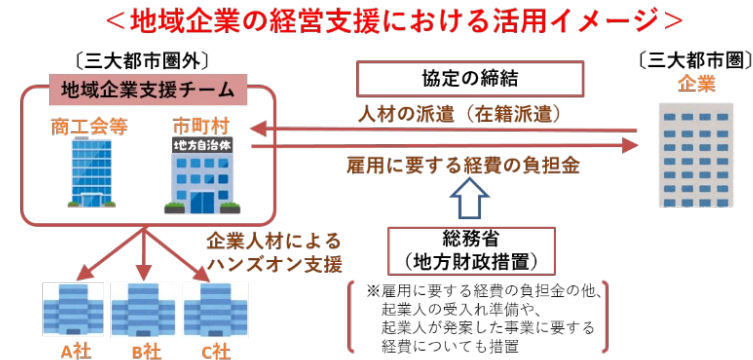


『地域活性化起業人（企業人材派遣制度）』（令和3年度～「地域おこし企業人」を刷新）

- ・三大都市圏に所在する企業等の社員が、一定期間、地方自治体に在籍派遣され、そのノウハウや知見を活かし、**地域企業の生産性向上などに向けたハンズオン支援**を含め、**地域の活性化や地域の魅力向上に向けた幅広い業務に従事**。
- ・地域活性化起業人の雇用に必要な経費に係る負担金について、560万円を上限に地方財政措置。



企業版ふるさと納税（人材派遣型）の創設（令和2年10月～）

- ・企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る。
- ・派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることが可能。



地域プロジェクトマネージャー制度の創設（令和3年度～）

- ・市町村が重要プロジェクトを実施する際に、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組めるよう、これらの関係者間を橋渡しする「ブリッジ人材」としての「地域プロジェクトマネージャー」制度を創設。
- ・地域おこし協力隊OB・OGや、地域と関係の深い専門家・企業人材等から市町村が採用することを想定。活動期間は1～3年間で、3大都市圏等から条件不利地域等に移住することが要件（地域おこし協力隊と同様）。雇用に必要な経費（報償費等）について、650万円を上限に地方財政措置。

